

令和7年3月3日

須藤・宮川奨励賞に応募しよう！

須藤・宮川奨励賞は、須藤英章先生及び宮川勝之先生からご寄付を受け、令和6年12月に創設されました。

目的は、今後、零細企業・個人事業を含め、倒産事件が大幅に増加することが見込まれることを踏まえ、令和7年及び同8年の二年に亘り、①二弁倒産法研究会（以下、研究会）への寄与が著しい方、又は②倒産法分野の具体的案件において顕著な功績を遺した方等に対して奨励賞を授与し、これらの活動を支援することにあります。選考委員は両先生からの諮問等を通じ選定された高木裕康、三森仁、上野保、高井章光、鈴木学、内藤滋及び権田修一が務めます。

賞の内容は、奨励賞（大賞）30万円以上贈呈、特別賞10万円以上贈呈です。自薦・他薦を問わず、振るって応募してください。

【選考対象】

- ・各年3～4名程度を選考します。
- ・選考対象期間は、①令和6年10月1日から翌年9月30日まで、及び②令和7年10月1日から翌年9月30日までの二年度とします。
- ・対象者は、研究会の会員および特別会員または、二弁会員で論文の公表、シンポの講演等を実施した者のうち、概ね、弁護士経験20年未満の弁護士（但し、特に趣旨目的において顕著な功績を遺した方も対象とします。）。
- ・選考基準は、選考対象期間を含む時期に行われた、以下の活動です。

①研究会への寄与が著しい研究会での活動

②倒産法分野の具体的案件において顕著な功績（倒産法分野の論文（公刊されたもの）、シンポ等の講演など）

【応募方法】

・別紙「須藤・宮川奨励賞申請書」に必要事項を記載し、PDF添付により次の応募先に電子メールにて応募ください。

【応募先】電子メール：sudo_miyakawa_award@uenolo.page

- ・締め切りは、各年度9月30日までとします。
- ・自薦・他薦の応募を期待しますが、締め切りまでに応募がない場合（応募者数が少ない場合も）には、選考委員にて調査の上選考いたします。

●選考結果は、原則、毎年12月5日に研究会ホームページ等を通じ発表します。

●須藤先生及び宮川先生、受賞者（受賞者からは会費は頂きません！）並びに選考委員が参加する会食の機会にて簡単な授与式を実施する予定です。

以上

2025年 月 日

須藤・宮川奨励賞申請書

須藤・宮川奨励賞選考委員 殿

(電子メール：sudo_miyakawa_award@uenolo.page)

申請者

事務所住所

氏名

(修習期：)

電話番号

電子メールアドレス

須藤・宮川奨励賞の創設目的に賛同の上、下記活動につき、須藤・宮川奨励賞の申請を行います。

1. 自薦/他薦 (いずれかに○をつける)
他薦の場合、被推薦者氏名所属事務所：
2. 活動内容：
3. 活動期間：
4. 添付書類 (①、②のいずれか)
①論文又は講演資料
②活動内容の分かる資料

以上